

平成30年第3回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 平成30年3月13日 午後3時00分
2. 開会 平成30年3月13日 午後3時00分
3. 閉会 平成30年3月13日 午後5時10分
4. 会議の種別 定例会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 5階会議室
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	吉川 昭	出席	
2	山内 幸子	出席	
3	川上 はる江	出席	
4	和久野 慶子	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田 幸伸	
参与	田村 啓介	
教育総務課長	大福 克志	
学校教育課長	張谷 孝文	
社会教育課長	渡辺 丈夫	
スポーツ振興課長補佐	大福 佳治	
文化センター所長	山崎 一広	
教育総務課課長補佐	西川 優子	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
報告第 3 号	高梁市補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等を定める規程の一部を改正する規程	承認
議案第 14 号	専決処分の承認を求めることについて	可決
議案第 15 号	就学学校変更の許可について	可決
議案第 16 号	高梁市立学校管理規則の一部を改正する規則	可決
議案第 17 号	高梁市適応指導教室遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	可決
議案第 18 号	高梁市公民館長の任命について	可決
議案第 19 号	高梁市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について	可決
議案第 20 号	高梁市スポーツ推進委員の委嘱について	可決
議案第 21 号	平成 29 年度末教職員人事異動について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第 1 番 吉川 昭

第 2 番 山内 廣子

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

### 第3回教育委員会（定例）会議議事要録

#### 1. 開会

教育長あいさつ

平成29年度末、高梁市立小中学校の教職員の人事異動についてである。小学校は、校長が5人退職なので、管理職の異動は大きくなつた。中学校では校長の退職がないので、管理職の異動は小さくなつた。来年度は、この傾向が逆転すると思う。

人事異動全体の傾向としては、大きく変わるものではない。

今年度、力を入れたことは、「その時点での、ベストの人事をする。」「課題解決に向か、早めに具体的な動きを作る。」ことである。これは、極めて当然の事ではあるが、高梁市だけでなく、全県的に職員の希望や勤務条件等を丁寧に見て行く結果として、本来学校や子どもたちのための教育条件整備としての人事異動が、働く教職員の都合で硬直したものになつていいかという点をできるだけなくすることに力を入れた。要するに、人事は最大の研修であり、最大の職務命令であるという原点に帰ろうとするものである。

結果として、不十分なものはあるが、今後も力を入れて行きたいと思う。

また、いくらか制度を改正し、より現状にあったものにする議案もある。よろしくお願ひする。

#### 2. 前回教育委員会の報告

教育総務課課長補佐	平成30年第2回教育委員会（定例）会議録朗読
教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。 次回から簡素化し、書いたものを渡し、よいかどうかということにさせていただく。

#### 3. 教育長の報告

##### (1) 学校統廃合関係

2月27日	学校再編推進審議会
-------	-----------

##### (2) 議会関係

2月26日	予算説明会
2月26日	議会全員協議会
3月9日	3月議会開会

##### (3) 行事等

2月27日	総合教育会議
3月1日	宇治高等学校卒業式
3月1日	備中中学校跡地利用推進委員会

3月2日	松山高校卒業式
3月3日	順正高等看護福祉専門学校学位記授与式
3月3日	平田守氏 瑞宝双光章受章祝賀会
3月4日	体力つくり なりわ神楽マラソン
3月4日	大池発掘調査説明会
3月6日	青少年健全育成功労者表彰式
3月10日	神原スポーツ公園多目的グラウンド改修整備工事完成記念式典
3月10日	記念試合

#### 4. 議事

教育長	報告第3号「高梁市補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等を定める規程の一部を改正する規程」は、議案に沿って事務局より説明。  何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 報告第3号は、承認する。
教育長	議案第14号「専決処分の承認を求めるについて」専決第3号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第3号は、可決する。
教育長	議案第15号「就学学校変更の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。  (議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に基づき、非公開)
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第15号は、可決する。
教育委員 学校教育課長	議案第16号「高梁市立学校管理規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員 学校教育課長	第7条に関連した様式の改正であると思うが、第7条は改正しなくてよいのか。 特に問題はない。 第8条中の様式も削除となるのか。 削除になる。
教育長	第8条は、法的に求められていないのに、余分に提出を求めていたものである。 業務改善が言われている中で、合理的にしようということで、不必要なものは、提出を求めないということで削除したということである。そのかわり、特別活動等で学習指導要領の変更により、時間数などの配慮が必要となる。変更となった時点で、学校へ配慮事項を送り、後は学校へ任せても大丈夫という判断とした。これにより、何時間かは業務の改善となる。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 議案第16号は、可決する。

	議案第17号「高梁市適応指導教室遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員 学校教育課長	やすらぎ教室の今年度の利用状況はどうなっているか。 時期にもよるが、ほぼ10名前後の利用で、うち小学生は3名である。常時通室できる、できないなど色々である。
教育委員	指導体制はどうなっているか。 室長1名、臨時3名で対応している。開室の時間が、9時から15時である。 臨時は、毎日の者とそうでない者がいる。
教育長 学校教育課長	学校へ復帰した子は、今年度何人いるか。 小学生で、ほぼ復帰できた子が、1名いる。
教育委員 学校教育課長	中学3年生の子がいれば、進路がどうなったか教えて欲しい。 進路は、宇治高校や私立と聞いている。
教育委員 学校教育課長	様式の中に、通室期間しかないが、通室日数はいらないのか。 出席簿の写しを所長の証明付きでもらうようにしているで、それで確認することである。
教育委員	以前の様式は、乗車運賃のところにかける何日とあり、自分で数えれば通室日数が分かるようになっていたが、計算式を書くようになっているのだと思うが、申請者任せの様式になってしまっていないか。ほぼ自家用車利用であると思うので、せっかく様式を改めるのであれば、自家用車利用が書きやすくならないか。 自家用車利用については、記入例や、適用指導教室において、書き方の指導をして記入してもらうようにしたい。
学校教育課長	自家用車利用についても、記入例や、適用指導教室において、書き方の指導をして記入してもらうようにしたい。
教育長	自家用車利用についても、記入例や、適用指導教室において、書き方の指導をして記入してもらうようにしたい。
教育長	議案第17号は、可決する。
	議案第18号「高梁市公民館長の任命について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第18号は、可決する。
	議案第19号「高梁市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	第2条第4号に推進員の設置目的を達成するために必要な活動とあるが、推進員の設置目的は、社会教育法に記載されているのか。もし記載されていないなら、目的を入れた方がよいと思うし、どのような目的か教えて欲しい。
社会教育課長	社会教育法の中では、推進員を教育委員会が委嘱することができるということが第9条の7に明記されているが、設置目的については、委嘱という形を取ることにより、推進員の役割や待遇を要綱で明確にして行き、自らの責任や役割を認識してもらい、地域学校協働活動を推進していくことである。
教育委員	設置要綱の中には、設置目的の条項がなく、第2条に突然出てくるが、どのような目的を達成するのか。学校運営協議会と地域のコーディネーターがどのように関わっていくのか。どのように役割分担していくのか。具体的にどう違うのか。どう連携していくのかよく分からない。何を目指して推進員は活動するのか明確な目的が文書としてあるのであれば、教えて欲しい。漏れているのであれば、入れた方がよいのではないかと率直に思った。
社会教育課長	この設置要綱は、社会教育法で設置することができる、推進員の内容、待遇について定めている。地域学校協働活動推進員そのものの目的については、地域学校協

教育長	働活動とコミュニティスクールの両輪で進めていくというのが国の考え方である。 第2条第1号、第2号、第3号の活動が基本であり、さらに両輪として必要な事があれば活動するというイメージであるか。
社会教育課長	そうである。
教育委員	活動は、活動である。推進委員の設置目的をきちんと書いたものが、どこかにあると思う。
社会教育課長	社会教育法第9条の7で、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、推進員を委嘱することができると第1項でなっているので、あえて再掲をしていない。この条項に基づき設置するということで理解いただきたい。
教育長 社会教育課長	目的というところはないということか。
教育委員	目的という表現ではないが、もとの条項が指している。国の雛形には、第2条で目的となっているが、それを読み込むと目的ではなく、推進員は何をするかという事を書いて目的としている。これは、今回の設置要綱の2条と被るので、削除させていただいた。
社会教育課長	推進員になる人が、何を目的に動くかということが分かるということが一番大切な事であり、今までの地域コーディネーターであれば、踏襲しかしないので、注意しなければならない所で、きちんとした指導をお願いしたい。
教育委員 社会教育課長	学校のコーディネーターを集め、県からも来てもらい、推進員はこういうものである、コミュニティスクール、地域学校協働活動はこのように変わっていくというような指導も受けている。指導を受ければすぐに出来るというものでもないが、根気よく地域の実情も聞きながら、よい方向に行くように指導を続けたい。
教育長 社会教育課長	謝礼というのがあるが、きっちりとした報酬ではないということか。
教育長	委嘱はするが、国は非常勤の公務員という位置付けでは考えていないので、位置付けや謝金については、各自治体の判断でということだった。現在、様々な体制により1,000円から3,000円程度の幅で支払いをしているものがあるので、謝金として適切な額を支払いたいと考えている。
教育長	非常勤ではないので、報酬でなく謝礼ということか。
教育長	そうである。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手)
教育長	議案第19号は、可決する。
教育委員	議案第20号「高梁市スポーツ推進委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明
教育委員 スポーツ振興課長補佐	スポーツ推進委員には、実際どのような仕事があり、どういう役割を担っているのか。 役割は、主に地域のスポーツ行事の運営を行ってもらっている。各地域で割り振りし、出席しているのが現状であるので、各委員により年間出る回数は異なる。最大年間15回程度を予測している。
教育委員	トップから要請があり、仕事に差しさわりがなければ、自分の地域の行事に出るようにしている。地域で人手の足りない場合は、行って欲しいという要請があることもある。仕事が三つあり、一つは、大きなイベントヒルクライムやマラソンなどの準備から片付けに至る仕事である。二つ目は、研修である。全員が常に出るのではなく、出られる者が出るということが原則である。ニュースポーツを広めようということで研修を受けている。三つ目は、スポーツが盛んになるようにスポーツ行事に参加することである。委員の高齢化が進んできており、全地域かどうか分らないが、定年が70歳と言われている。様々な事情により、早く辞める人もいる。イベントにおいて、活動を担っていると感じている。そういう意味では、必要な仕事である。地域におけるスポーツの推進ということで、体力測定などにも参加している。岡山県全体で見ても、委員の人数が高梁市は多いと指摘を受けているので、今後定年など徐々に数を減らすようにしなければないと委員の何人かは思っている。
教育長	非常勤職員の位置付けである。議員と同様に非常勤の市の職員である。報酬を受け取るというものである。

教育委員 教育委員	もらっているのは、謝金ではなく、活動に対する報酬ということか。 人口に対する地域での委員数の割合が、アンバランスであるという印象がある。 地域で暗に委員数が決まっているのか。
スポーツ振興課 長補佐 教育長	今回の委員数の内訳は、高梁地区が17名、有漢地区が8名、成羽地区が14名、川上地区が9名、備中地区が10名である。抜けた委員の補充が現状である。 合併の時にそのままの人数で就任してもらっている。この状況は、他の委員についても現れしており、徐々に調整している最中である。人口比ではない。例えば、備中町の人口は2,000人程度であるが、離れたコミュニティ単位に一人体育の中心となる人がおり、その考え方で今のこの委員数となっている。各地域の環境、風土に合った指定にはなっている。他の地域とは若干異なるというところを修正しようとしている。報酬も高くない。いくらか。 報酬は、一回当たり、6,300円である。定員は、スポーツ推進委員規則第3条による60名以内ということで決めている。 委員が、市外の人でも大丈夫なのか。 活動してもらえる人であれば、かまわない。
スポーツ振興課 長補佐 教育委員 スポーツ振興課 長補佐 教育長	市外でも、勤務先が高梁であるなど、昔から高梁に縁のある方々である。委員が高齢化しているので、若返りについて岐路にある。 他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 議案第20号は、可決する。
教育長	(追加議案を提出)
	議案第21号「平成29年度末教職員人事異動について」は、議案に沿って事務局より説明 (議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第1項第1号に基づき、非公開)
教育長	可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第21号は、可決する。

## 5. その他

### (1) 文学選奨の配付（社会教育課）

教育委員	卒業式に出席した。市長が、「仰げば尊しを歌わるのは、どうしてかと話があつた。先生方に対する感謝が、卒業式で一言もないのもいかがなものか。歌って欲しいという思いがある。師に対する感謝の念を持ってもらいたい。教育委員会で話して欲しい。今日の歌は、お別れ会で歌う歌のように思えた。高梁市の中学生には、仰げば尊しを歌って欲しい。」と言われた。
教育長	仰げば尊しに復活の兆しがある。教育委員会として歌うことを指示することはできないが、一貫教育の中で、歌うことを薦めることはできるかもしれない。今日は、問題提起までとする。

## 6. 閉会 午後5時10分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年4月24日

署名委員 吉川 貴

署名委員 山内廣子

作成職員 西川優子